

堺市立 宮園小学校

いじめ防止基本方針

平 成 3 0 年	4 月	策 定
平 成 3 0 年 1	1 月	一部改訂
令 和 元 年	4 月	一部改訂
令 和 2 年	5 月	一部改訂
令 和 3 年	5 月	一部改訂
令 和 4 年	5 月	一部改訂
令 和 4 年	5 月	一部改訂
令 和 5 年	5 月	一部改訂
令 和 6 年	1 月	一部改訂

はじめに

本校の「いじめ防止基本方針」は、いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号）第十三条「学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を踏まえ、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。」にもとづいて策定された。また、平成 29 年 3 月にいじめ防止基本方針の改定を受けいじめの解消についてなどの新たな項目を加筆し、同年 8 月に改定した。

本いじめ防止基本方針はいじめの定義や認知方法などを保護者との共通理解を図りやすくするため、いじめ防止対策推進法をはじめ各法律等の条文に則っていじめ防止基本方針を策定するものとする。

「深刻ないじめは、どの学校にも、どのクラスにも、どの子どもにも起こりうる」とは、1996 年 1 月に出された文部大臣（当時）の緊急アピールの一節である。この年の 1 月にいじめを原因とする自殺が相次いだため出されたと考えられるこのアピールにあるように、万全を期した上でもいじめは起こりうるものである。しかし、いじめの内容によっては児童間のトラブルの範疇を越え、犯罪行為にあたる場合がある。この場合刑法 204 条「傷害罪」222 条「脅迫罪」や「故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う」と定められた民法 709 条の「不法行為における賠償」などの法と照らし合わせ必要に応じて警察に通報し、被害者児童と加害者児童の双方に必要な対応をすることが学校としての責務である。

本校の生徒指導上の基本方針-5 に「児童個人の問題・学級の問題などを学校全体の問題として捉える。そのため、どの職員も問題を報告・連絡・相談をし、チームで解決にあたる」とある。特にいじめに関する事案については各自で判断するのではなく、チームでの予防・解決が必要である。

いじめについて、児童・保護者の意識を強めることも大切だが、第一に、本校職員がいじめについて共通理解をする必要がある。このいじめ防止基本方針について十分に協議を重ね更新し、全職員で共有したい。

(ア) いじめの定義

いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等 当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法 第2条）

いじめの解消について

謝罪の有無に関わらず、いじめの行為が少なくとも3か月間無く、被害児童が心身の苦痛を感じていない状態において被害児童本人及び保護者に対して面談などにより確認し「いじめの解消」とする。

【一定の人的関係】学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）等当該児童生徒との何らかの人的関係をさす。

【物理的な影響】身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。

(イ) いじめの具体的な態様

「いじめの防止等のための基本的な方針 第1-5」には以下の態様が挙げられている。

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられる。
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。（いじめの防止等のための基本的な方針 第1-5）

（ウ） いじめに対する共通認識

「いじめは児童の心身の健全な発達に重大な影響を及ぼし、不登校や自殺、殺人などを引き起こす背景ともなる深刻な問題（生徒指導提要）」「深刻ないじめは、どの学校にも、どのクラスにも、どの子どもにも起こりうる（文部大臣、1996年緊急アピール）」という基本にたち、いじめ問題に取り組む。

いじめ問題には、予防的生徒指導の充実を図った上で、「未然防止」「早期発見」に努めるとともに、いじめが認識された場合の「早期対応」に取り組むことが必要である。そのために全職員が責任をもち日頃からの職員の情報

共有を密にし、児童の個々の情報を蓄積し、事実に基づいた判断が大切だと言える。いじめには様々な態様や背景があるが、次の10点をいじめ問題の共通認識として全職員で共有したい。

- ①いじめはどのクラスにもどの子どもにも起こりうるものであり、日頃の生徒指導上の課題の1つである。
- ②いじめは誰もが被害者にも加害者にも成り得るものである。
- ③いじめは人権侵害であり、人として決して許されない行為である。
- ④いじめはその態様によっては、刑法に抵触する犯罪行為である。
- ⑤いじめは大人には気が付きにくいところで行われることが多く、発見は難しいものである。特にインターネットの発展によりいじめの発見はより一層に困難になっている。
- ⑥「いじめられる方にも問題がある」など、いじめを正当化する言動は、いじめを助長させ、次の被害者・加害者を生むことにつながる。
- ⑦傍観者はいじめに加担している加害者の1人と考える。いじめを認識していたにも関わらず「そのまま」にしていることは、いじめを正当化することである。
- ⑧いじめへの取組は本校職員の児童観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑨いじめは家庭教育の在り方に関わりを持つ問題である。
- ⑩いじめは家庭・学校・地域社会など関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組む問題である。

(エ) いじめの認知

1. いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、いじめ防止対策推進法第22条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用して行う。特に一見、「けんかやふざけ合い」と見られる中にいじめが潜んで

いる事案が多くみられる。そのことから多くの教職員の組織的対応によって児童観察を行い、見えない所で被害が発生している可能性を考慮する。そして担任を中心として背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目しいじめかどうかを判断する。

2. 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。

この際、いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。例えばいじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。

ただし、このことは、いじめられた児童生徒の主観を確認する際に、行為が起こったときのいじめられた児童生徒本人や周辺の状況等を客観的に確認することを排除するものではない。

(いじめの防止等のための基本的な方針 第1-5)

(オ) いじめの未然防止・早期対処のための取組

1. 相談窓口の確立

児童及び保護者がいじめに関わる相談を行うことができるよう複数の相談窓口があることを懇談や校報などで周知する。

例) 担任、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、校長、教頭、主幹教諭、いじめ担当など全職員。

2. 細やかな児童観察

全職員で児童を観察し授業中・休み時間など人間関係の変化を捉える。

3. いじめに関わる資質の向上

いじめの未然防止、早期発見・確かな解決に関する研修を実施し、職員の資質向上を図る。

4. いじめアンケートの実施

全児童を対象に、いじめに関するアンケートを学期に1回以上実施。アンケート後に個別の聴き取りを全児童に実施し、アンケートと聴き取りによっていじめの早期発見ができるよう努める。

5. 生徒指導情報交換会の活用

月に1回全職員で学級等について現状や指導についての情報交換、および共通理解が必要な事柄について協議し、全体での情報の蓄積を図る。複数の職員の事実に基づいた判断を踏まえ、児童の実態を正しく把握することを目的とする。

「生徒指導情報交換会」でいじめアンケートの結果について情報共有した後、必要に応じて同日中に「いじめ対策委員会」を開催し、いじめの兆候について確認し、いじめの未然防止に努める。また、児童や保護者から連絡があった場合、職員から要請があった場合は、臨時のいじめ対策委員会を開催し組織でいじめの早期解決を図る。

6. いじめの対応

堺市作成の「いじめ対応チェックシート」を参照。

7. 特に配慮が必要な児童について

下記の5点をはじめとする特に配慮が必要な児童については、適切な支援、関係機関等との連携をはじめ、組織的な対応を行う。

- ✓ 心身の障害及び発達障害など、特別な配慮を要する子ども
- ✓ 海外から帰国した児童や外国人、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる子ども
- ✓ 性同一性、性的指向に係る子ども
- ✓ 災害により避難した子ども
- ✓ 新型コロナウイルスに感染および家族が感染した子ども
医療従事者の子ども

(カ) ネット上のいじめへの対処

ネット上のいじめの特徴として、

- ✓ 不特定多数の者から、絶え間なく誹謗・中傷が行われ、被害が短期間で極めて深刻なものとなる。
- ✓ インターネットの持つ匿名性から、安易に誹謗・中傷の書き込みが行われるため、子どもが簡単に被害者にも加害者にもなる。
- ✓ インターネット上に掲載された個人情報や画像は、情報の加工が容易にできることから、誹謗・中傷の対象として悪用されやすい。また、インターネット上に一度流出した個人情報は、回収することが困難となるとともに、不特定多数の他者からアクセスされる危険性がある。
- ✓ 保護者や教師などの身近な大人が、子どもの携帯電話等の利用の状況を把握することが難しい。また子どもの利用している掲示板などを詳細な確認が困難なため「ネット上のいじめ」の実態の把握が難しい。

上の内容は、平成20年11月「ネット上のいじめ」に関する対応マニュアル

ルより抜粋したものだが、スマートフォンの普及によりインターネットが生活の一部となった今日では、ネット上のいじめが平成20年当時より複雑化しており、深刻化も速まったと考えられる。また、TikTokを含めたSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）やオンラインゲーム等は、刻々と変化し、いじめの様態も変化が見られる。そのため、

1. 保護者・児童への啓発
2. 保護者との連携
3. SNSなど最新の動向の把握

などを充実させていく必要がある。

(キ) 重大事態への対処

1. 重大事態の基準。以下の場合には重大事態とする。

- ✓ いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ✓ いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

いじめ防止対策推進法 第28条

2. 重大事態への対処

いじめ防止対策推進法第30条に則り、以下の対処を行う。児童や保護者からいじめにより重大な被害が生じたという申し立てがあったときは、調査をしないまま重大事態ではないと断言できないことに留意する。

- ① 重大事態の認知後、学校に重大事態の調査組織を設置する。
- ② 市教育委員会に報告を行う。
- ③ 調査組織で、事態関係を明確にするための調査を実施する。
- ④ いじめを受けた児童および保護者に対して情報を適切に提供する。
- ⑤ 調査結果を市教育委員会に報告する。
- ⑥ 調査結果をふまえ必要な処置をとる。

3. 学校の基本方針

いじめ問題を解決するため、以下のような指導をすることがある。

- ・「いじめられた」という訴えがあった場合、被害を受けた児童の気持ちに寄り添って指導をします。
- ・ 事実解明のために、何度も聴き取りをすることがあります。
- ・ 聴き取りの中で、改めるべき言動があった場合は指導を行います。
- ・ 指導した内容については関係している保護者の皆さんにお伝えします。
- ・ 謝罪の場を設けることがあります。
- ・ 問題解決とともに良好な人間関係の再構築を目指して指導します。

(ク)令和7年度いじめ防止に関わる主な行事例

いじめアンケート・個人面談 各学期

生徒指導情報交換会 各月

中学校校区青少年健全育成協議会

縦割り活動

あいさつ運動

にんげん学習交流会

非行防止教室

いじめ対応チェックシート



いじめの定義(いじめ防止対策推進法 第2条)

この法律において「いじめ」とは、児童等(学校に在籍する児童又は生徒)に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめの定義(4要件)

- ①児童生徒同士
- ②一定の人的関係
- ③心理的・物理的な影響を与える行為
- ④心身の苦痛を感じている

いじめの定義

過去の「いじめに対するイメージ」

- 「力の差」(弱い者に対して一方的)
 - 「継続的」(くり返し行われるもの)
 - 「誰もが深刻な被害と認識するもの」
- 「いじめ」を限定解釈してはならない

- いじめ対応は、学校における最重要課題の一つである。
- いじめは、重大な人権侵害であり絶対に許されないものである。
- いじめの積極的な認知は、いじめ対応の第一歩である。
- いじめは、どの子どもにも、どの学校にも起こり得るものであり、だれもが被害者にも加害者にもなり得るものである。
- いじめの定義は、極めて広範な概念であり、限定解釈してはならない。(過去の「いじめに対するイメージ」で限定解釈しないこと)
- いじめの定義に該当する場合は、法に基づいて組織的に対応することが求められている。

共通理解事項

基本的な考え方・基本的姿勢

- 被害児童生徒を守り通すため、教職員の日常業務の優先順位において、自殺予防、いじめへの対応を最優先の事項に位置付けていますか
- 被害児童生徒・保護者に寄り添いながら対応することを第一とし、信頼関係を構築していますか
- 教職員による「いじめられる側にも問題がある」「家庭にも問題がある」という認識や発言は、被害児童生徒を孤立させ、いじめを深刻化させることを認識していますか
- 教職員の不適切な言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることがないように、細心の注意を払っていますか
- 簡単に「けんか」や「ふざけ合い」と判断せず、背景にある事情の調査を行い、児童生徒が感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断していますか
- 軽々に「いじめはなかった」、「学校に責任はない」という判断をしていませんか
- 迅速やかに対応しなければ、いじめ行為がより一層エスカレートし、被害が更に深刻化する可能性があることを認識していますか
- 時間が経過するにつれて、児童生徒は記憶が曖昧になり、事実関係の整理そのものに大きな困難が生じるおそれがあることから、調査は速やかに実施していますか
- いじめには、「被害者」「加害者」だけでなく、「親衆(はやし立てたり、面白がったりする存在)」「傍観者(見て見ぬふりをするなど周辺で暗黙の了解を与えている存在)」を加えたいじめの構造があることを認識していますか
- 担任等が一人で抱え込むのではなく、「学校いじめ防止等対策委員会」に報告し、組織的に対応していますか(「学校いじめ防止等対策委員会」が機能していますか)

当該児童生徒への対応

- 被害児童生徒を徹底的に守り通し、被害児童生徒の安全・安心を確保していますか
- 被害児童生徒・保護者が精神的に不安定になっている場合、カウンセリングや医療機関によるケアを受けるように動いていますか
- 被害児童生徒が不登校となっている場合、学校生活への復帰に向けた支援や学習支援を行っていますか(または、提案を行っていますか)
- 加害児童生徒への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させていますか
- 加害児童生徒への指導に当たっては、自らの行為の責任を自覚させ、被害児童生徒への謝罪の気持ちを醸成させていますか
- 加害児童生徒がストレスや課題を抱えている場合、それらの改善に向けて、保護者の協力、SC、SSWや関係機関との連携のもとで取り組んでいますか
- いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできないことを認識して対応していますか
(解消条件: ①いじめに係る行為が止んでいる状態が少なくとも3か月継続 ②被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること)

学校の日常的な取組

- 職員会議等を通じて、いじめ問題について教職員間で共通理解を図りましたか
- いじめ問題に関する校内研修を実施しましたか
- 教育相談の実施について、学校以外の相談窓口を周知しましたか
- 学校いじめ防止基本方針をホームページに公表し、保護者や地域住民に周知し、理解を得よう努めていますか
- ネットいじめの防止及び効果的な対処のための啓発活動を実施しましたか
- 学校いじめ防止基本方針が学校の実情に即して機能しているか点検し、必要に応じて見直しを行っていますか
- 学校いじめ防止基本方針に定めており、いじめ防止等の対策のための組織「学校いじめ防止等対策委員会」を開催していますか
- 学期に1回以上、年3回以上いじめアンケートを実施するとともに、アンケート結果をもとに教育相談等を実施し、いじめの早期発見に努めていますか
- いじめアンケートは、実施年度を含めて3年間、適切に保存していますか
- 特に配慮が必要な児童生徒については、適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に進めていますか
- いじめの認知件数が0の学校は、当該事実を児童生徒や保護者向けに公表し、検証を仰ぐことで、認知漏れがないか確認していますか

※本シートの活用 いじめ問題について共通理解を図り、適切に対応するため、積極的に活用してください(職員会議、校内研修、学校いじめ防止等対策委員会、日常のふり返し等)
 ※本シートの取扱い 年度末に教職員から回収し、年度初めに再配付してください(不足分については、不足数調査実施後に市教委から学校へ送付します)

堺市いじめ防止基本方針 (概要)

堺市教育委員会

基本方針改定のポイント

- いじめ防止等の効果の運本方針方向について 関連し「ほかの」や「ふたつ」を判断せず、判断ある判断の調査を行い、いじめに際する対応を判断すること
- 学校いじめ防止基本方針の策定について いじめ防止等の取組について学校評価の項目で位置付けること
- 学校におけるいじめの未然防止について 特に目的の必要が児童生徒に対する支援や理由が児童生徒に対する指導等を行うこと
- 学校におけるいじめに対する措置について いじめ発見した場合には、学校いじめ防止対策委員会に報告し、学校の組織的な対応を講じたこと
- 学校におけるいじめの解決について いじめは「いじめ」で解決せず、行為が止んでいる期間等の要件をいめること
- 重大事態への対応について 児童生徒又は保護者がいじめに重大な被害が生じたこと申立てられたときは、報告・調査等に当たること

いじめ防止基本方針

いじめ防止等に関する基本的な考え方

いじめは、「重大な人格侵害であり絶対に許されない行為」であるとともに、「どの子どもにも、どの学校にも起こりうるもの」である。いじめは被害者にも加害者にもなり得るものである。

いじめは未然防止・早期発見・早期解決が重要である。

市（教育委員会含む）、学校、家庭、地域、S・C・S・S・W、関係機関などの連携のもと取り組む。

いじめの定義 (2条)

いじめとは、児童等（学校に在籍する児童又は生徒）に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめの理解

「暴力を伴わないいじめは、多くの児童生徒が入れ替わりながら、いじめの被害も加害も経験する。いじめを伴わないいじめであっても、何度も繰り返されることで、生命又は身体に重大な危険を生じさせるものである。」

いじめには「被害者」「加害者」だけでなく「観察」「傍観者」の存在が大きい影響する。

いじめの防止等

- いじめの未然防止
- いじめの早期発見
- いじめへの対処
- 家庭や地域との連携
- S・C・S・S・Wとの連携
- 関係機関との連携

いじめ防止等の対策の内容

